

## 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

☐ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数  ①	令和3年 度住民税 課税状況  ②	障害者控除等 の適用  ③	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月  ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12  ⑥	非課税相当 収入限度額  ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又 は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
  - ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
  - ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
  - ④ 「任意の1か月に申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
  - ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、【D】欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	148.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	190.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	235.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	281.5万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①  $[A] \times 12$ か月の金額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②  $[A] \times 12$ か月の金額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 $\times 40\% - 10$ 万円
- ③  $[A] \times 12$ か月の金額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分 $\times 30\% + 8$ 万円
- ④  $[A] \times 12$ か月の金額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分 $\times 20\% + 44$ 万円

⑨ 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25 + 27$ 万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15 + 68$ 万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25 + 27$ 万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15 + 68$ 万5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪ 年間所得見込額} = \text{⑥ 年間収入見込額} - (\text{⑧ 給与所得控除額} + \text{⑨ 事業収入等の経費} + \text{⑩ 公的年金等控除})$$

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	42.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	125.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	157.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	189.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用